

# 児童手当制度 改正のお知らせ

令和6年  
(2024年)  
**10月**から  
(12月支給分から)

申請が必要な方がいます。  
ご注意ください。



## ●制度改正の内容

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
支給対象児童	中学校修了まで	高校生年代まで
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満 一律:15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生 一律:10,000円 ・特例給付:5,000円	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳から高校生年代 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
第3子以降加算 カウント対象	18歳に到達した年度末まで (高校生年代まで)	22歳に到達した年度末まで (大学生年代まで) ※大学生年代は請求者(受給者)に経済的負担がある場合のみ
支払回数	4か月ごとに支給(2・6・10月)	2か月ごとに支給(偶数月) ※初回支給は令和6年(2024年)12月です。

## ●申請が必要な方

### 新規申請(認定請求)が必要な方

- ・中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- ・所得上限超過により、児童手当・特例給付を受給していない方

### 増額申請(額改定請求)が必要な方

- ・児童手当を受給中で、高校生年代の児童を養育しているが、高校生年代の児童については、過去に新温泉町で児童手当を受給したことがない方

### 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- ・保護者に生計費等の経済的負担がある大学生年代(18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末までの子)がいて、高校生年代までの児童と大学生年代の子を合わせて3人以上養育している方

## ●申請について

- ・新温泉町に住民登録があり申請手続きが必要と思われる方には、10月上旬に申請案内を発送しています。
- ・申請手続きが必要な方で案内が届いていない場合は、手続きをご案内いたしますので、ご連絡ください。

### 【申請期限:令和6年11月15日(金)】

- ※申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月末日までに申請があれば、令和6年10月分に遡って支給します。
- ※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



問合せ先: 新温泉町役場 福祉課 福祉係 TEL 0796-82-5622